

選挙管理システム構築業務 仕様書

令和 8 年 10 月

志布志市選挙管理委員会事務局

【別紙 1】 選挙管理システム構築業務委託仕様書

1 業務名

選挙管理システム構築業務

2 業務目的

志布志市の選挙における、期日前投票、当日投票の選挙人の管理を行い、迅速かつ正確に投票の可否を判断することで、スムーズな投票を行うシステムを構築すること。

3 業務の範囲

- (1) 本業務では、上記の目的実現のために、選挙管理システムの導入・構築、職員の操作研修、総合的なコンサルティングといったシステム導入にかかる全般的な作業を行うこと。
- (2) 市が指定する sftp サーバと住基データとの連携を行うこと。

4 契約期間・スケジュール

- (1) 契約期間
契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (2) 契約の締結
令和 8 年 12 月中
- (3) 業務の開始
令和 9 年 4 月実施予定の鹿児島県議会議員選挙の期日前、当日投票において利用できること。

5 履行場所

志布志市選挙管理委員会事務局

6 システム

- (1) 期日前投票システム
- (2) 当日投票システム

7 提案内容

以下の内容について、具体的な提案を行うこと。

- (1) 機器搬入、撤去等輸送
- (2) 設定動作の構築及び確認（入場券のバーコード読取テスト含む）
- (3) システム環境構築作業
- (4) 当日受付及び期日前受付操作研修
- (5) 当日受付準備及び作業立会い
- (6) 端末データ（個人情報等）の削除作業
- (7) 設定完了済ノート型パソコン 50 台をレンタルできること
- (8) ガバメントクラウドにおけるネットワーク運用管理補助事業者を自社で担うこと。

8 成果品の納品

以下の成果物を電子データで納品すること。なお、データ形式は原則として docx、xlsx、pptx で表示・編集及び印刷できる形式とする。

- (1) 選挙管理システムの簡易・運用マニュアル
- (2) 受注者が作成し相互に確認した打ち合わせ等の記録簿
- (3) その他本業務で取得又は作成した資料一式

9 その他留意事項

その他、以下の事項について留意すること。

- (1) 秘密の保持等

市が個人情報・秘密と指定した事項、および業務の履行に際し知りえた秘密を市の許可なく第三者に漏らしてはならない。また、この義務は履行期間の終了後または契約を解除した後も存続するものとする。

- (2) 契約範囲外利用の禁止

受託業者は、市の同意を得ることなく、市の保有データの複写・複製または持ち出してはならない。市の同意を得た場合も、使用済みの情報等については業務完了後速やかに市に返却しなければならない。

- (3) 再委託

本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託業者を市に書面で提示し、了承を得ること。また、受託業者は再委託先の行為について全責任を負うこととする。

- (4) 契約不適合責任期間等

委託業務終了後 1 年間は契約不適合責任期間とし、システムの運用開始後に判明した本業務に係る契約不適合は受託業者において無償で改修対応すること。

- (5) 権利の帰属

本業務の履行により発生した著作権は市に移転するものとする。ただし、本業務開始前に受託業者が所有している著作権、外部から提供されているコンテンツに係る著作権についてはこの限りではない。

- (6) 追加提案

本業務の仕様は、現在市が最低限必要と考えているものである。受託業者の専門的立場から、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は追加提案を行うこと。

- (7) 協議

本仕様書及び別紙機能要件一覧表に定める事項について疑義が生じた場合、または定めのない事項で協議の必要がある場合は、別途受託業者で協議のうえ決定する。

【別紙 1】 選挙管理システム構築業務委託仕様書

【問い合わせ先及び各種書類の提出先】

志布志市選挙管理委員会事務局

担当：宮路・原元

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目 1 番 1 号

(Tel) 099-472-1111

(Fax) 099-473-2203

(e-mail) senkyo@city.shibushi.lg.jp